

～茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部からのお知らせ～

「茨城県 住宅用火災警報器設置促進強化月間」

期間： 3月1日 から 3月31日



茨城県は、秋季・春季全国火災予防運動実施時期である11月と3月を「茨城県 住宅用火災警報器設置促進強化月間」と定め、当本部は、年間を通して住宅用火災警報器の設置促進に取り組むべく、茨城県の強化月間を考慮した7月を強化月間としています。

当本部管内の関係機関が連携して住宅用火災警報器の一層の設置促進を図ることで、住宅火災による被害を防止し、市民の安心と安全を図ることを目的としています。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例により、平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐために必要な防災器具のひとつです。

住宅用火災警報器の全国推計設置率は、**81.2%**

当本部管内の設置率は**80%**であり、全国の水準になりつつあります。

(平成28年6月1日時点)

当消防本部では、住宅用火災警報器の設置率を向上させるため、各市町のイベントや講習会等で市民へリーフレットの配布や設置調査を兼ねた個別訪問等を実施しています。

今月は、住宅用火災警報器設置促進強化月間になっていますので、皆様のご自宅や近隣の方への設置の呼びかけの協力をお願いいたします。

なお、悪質な訪問販売などには十分ご注意くださいとともに、住宅用火災警報器に関するご質問、ご相談は当消防本部予防課へお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 予防課

TEL 0280-47-0129

E-mail yobouka@ibarakiseinan.or.jp

